

ドイツでも、人口変動の影響として地方地域の自治体間の財政力の格差拡大が予測されている。人口が減少する自治体では税収が減る一方、高い固定費の負担で支出が短期的に減らず、空閑地の変換や下水道の減築等でかえって支出が増加することも考えられる。その結果、人口が縮小している自治体では住民の一人当たりの負担増が懸念される(Müller 2006: 95–99)。所得再配分制度は、現在の形では人口減少自治体の財政力の低下を十分に補填するよう機能していないため、制度を調整する必要があるという説もある。だが、そうすれば結果的に効率が悪い過小自治体を補助することになってしまう(Müller 2006: 101)。しかし一方で、州や町の行政レベルで所得再配分制度を極度に働かせれば、その費用負担に対する純支払地域の住民からのコンセンサスが取り難くなり、その結果、所得再配分制度が節減される可能性が高くなると思われる(Müller 2006: 98)。

7. おわりに

本論文では、少子高齢化と人口減少による地方地域の問題について、地域レベルで現れる人口変動の経済効果と行政側の様々な挑戦への理解を日独の比較を通じて深めようとした。日本とドイツの状況を対照させた結果として、次の点が指摘できる。1) 人口減少の今後の展開の展望としては、日本では大都市圏と地方地域、さらには地方地域の中核と周縁との格差が広がるだろう。ドイツでは、ベルリンの周辺市町村を除く旧東ドイツ地域と旧東西ドイツの国境に隣接する旧西ドイツ地域で人口減少が予測され、ルール地方とザール地方でも人口減が見られるだろう。2) 商工業の現状を対照すれば、日独で共通点が多いということが分かる。地域経済の産業社会から知識社会への転換は日独両国で遅れており、当初フットルース的産業だとも言っていた情報産業の非都市圏への立地は、困難を極めている。人口減少は経済の収縮をもたらし、それが人口減につながる、という悪循環のメカニズムについても、日本とドイツの地方地域で同様に問題化している。まだ発展性のある地域の経済を重点的に推進し、将来性の認められない地域から手を引くべき、といった見方は最近ドイツで唱えられ始めており、盛んに議論されている。日本でも、地域政策に新自由主義的な政策スタンスを応用する、という同様な考え方が優勢になりつつある。3) 日独両国でも、観光産業は地方地域の将来性のある産業として期待されている一方、大規模な観光開発が当初予想した程の観光客の誘引効果が挙げられないケースは多い。また大規模な観光産業への投資は、当該の地方自治体の財政的負担にもなりかねない。日本では特に中山間地域では観光業の発展が難しい一方、ドイツの中山間地域では観光産業は比較的堅調である。その他、今後高齢者層を中心とした観光客のニーズに合わせた観光開発が検討される必要があるだろう。4) 若年層の人口移動を日独比較すると、国土構造の違いにより状況がかなり異なるという結果が得られた。ただ、地方地域の周縁地域では若者の就労先が不足しているという共通点もある。しかし、日本では所謂一流大学と高給企業は三大都市圏に集中している一方、ドイツでは地方都市でも有名な大学と魅力ある就職先がある。しかしこうした状況に反するように若い女性を中心に旧東ドイツ地域からの人口流出傾向に歯止めがかからず、深刻な問題と化している。5) 旧小泉政権の地方改革により弱小自治体の財政状況が悪化し、その結果として平成大合併に参加した市町村の数が増えた。今後都市圏と非都市圏との間で資金配分を巡る戦いが激しくなることが予測され

る。旧小泉政権の三位一体改革は地方にとり厳しいものだったこともあり、昨年の選挙戦では民主党は地域格差の拡大をテーマに掲げ、参議院の過半数を獲得するに至った。今後も、地方地域の経済社会と所得再配分の有り方を巡って、様々なアクターによる綱引きが続くだろう。人口変動の結果、今後ドイツでは地方自治体間の所得再配分の改革の必要性が出てくる可能性もあるが、現在のところは未だそれ程議論されていない。だが、日本と同じように、地方地域での少子高齢化と人口減少の結果、財政力の地域間格差が広がると予測されている。

類似の先行研究もなく、あくまでこれまでの個々の知見を明らかにし、全体像をつかむための試論に過ぎず、多くの課題が残されている。その中でも、旧東ドイツ地域の縮小地域と日本の地方地域の周縁地域との比較については、特に注目に値する結果が期待できることから、今後さらに詳細に研究してゆく必要があるだろう。

【参考文献】

BÄRLÖSIUS, Eva und Claudia NEU (2001): Die Wildnis wagen? In: *Berliner Debatte Initial* 12, 6, pp. 65–76.

BRANDT, Arno, Ulf-Birger FRANZ and Janin WIEJA (2006): Demographie und wirtschaftliche Entwicklung. In: BERTELSMANN STIFTUNG (ed.): *Wegweiser Demographischer Wandel 2020. Analysen und Handlungskonzepte für Städte und Gemeinden*. Gütersloh: Verlag Bertelsmann Stiftung, pp.174–179.

ELIS, Volker (2008): The Impact of the Ageing Society on Regional Economies. In: COULMAS, Florian et al. (ed.): *The Demographic Challenge: A Handbook about Japan*. Leiden: Brill, pp. 861–877.

KRÖNERT, Steffen, Franziska MEDICUS and Reiner KLINGHOLZ (2006): *Die demographische Lage der Nation. Wie zukunftsähig sind Deutschlands Regionen?* Munich: dtv.

MOCK, John A. (2006): The Social Impact of Rural-Urban Shift: Some Akita Examples. In: THOMPSON, Christopher and John W. TRAPHAGAN (ed.): *Wearing cultural styles in Japan: Concepts of tradition and modernity in practice*. Albany: State University of New York Press, pp. 25–46.

MÜLLER, Walter (2006): Räumliche Auswirkungen des demographischen Wandels auf die öffentlichen Finanzen. In: GANS, Paul und Ansgar SCHMITZ-VELTIN (ed.): *Demographische Trends in Deutschland. Folgen für Städte und Regionen* (=Räumliche Konsequenzen des demographischen Wandels Teil 6; Forschungs- und Sitzungsberichte der ARL; 226). Hannover: Akademie für Raumforschung und Landesplanung, pp. 84–111.

REUBER, Paul und Günter WOLKERSDORFER (2006): Demographischer Wandel und Tourismus. In: GANS, Paul und Ansgar SCHMITZ-VELTIN (Hg.): *Demographische Trends in Deutschland. Folgen für Städte und Regionen* (=Räumliche Konsequenzen des demographischen Wandels Teil 6; Forschungs- und Sitzungsberichte der ARL; 226). Hannover: Akademie für Raumforschung und Landesplanung, pp. 221–239.

RÖHL, Klaus-Heiner (2005): Räumliche Entwicklung. In: INSTITUT DER DEUTSCHEN WIRTSCHAFT KÖLN (ed.): *Perspektive 2050. Ökonomik des demographischen Wandels*. Cologne: Deutscher Instituts-Verlag (2. revised ed.), pp.321–344.

ROSENFELD, Martin T. W. (2006): Demographischer Wandel, unternehmerische Standortentscheidungen und regionale Disparitäten der Standortentwicklung. In: GANS, Paul und Ansgar SCHMITZ-VELTIN (ed.): *Demographische Trends in Deutschland. Folgen für Städte und Regionen* (=Räumliche Konsequenzen des demographischen Wandels Teil 6; Forschungs- und Sitzungsberichte der ARL; 226). Hannover: Akademie für Raumforschung und Landesplanung, pp. 65–83.

吉田良生 (2005) 「少子化に伴う地域社会の諸問題」 大淵寛・兼清弘之編『少子化の社会経済学』(人口学ライブラリー2)原書房, pp.133–151。

ZINGANEL, Michael (2005): Tourismus im Luxus der Leere. Begehrungsproduktion, Kulturtransfer und unintendierte Nebenwirkungen. In: Oswalt, Philipp (ed.): *Schrumpfende Städte. Band 2, Handlungskonzepte*. Ostfildern-Ruit: Hatje Cantz Verlag, pp. 243–249.

超高齢社会を見据えた地域緑地資源の拡充と活用に関する考察

園芸療法・森林療法からコミュニティ=デザイン

石井秀樹

1. 緑や自然環境の保健休養機能

(1) 歴史的展開

古くから、自然環境には人をリラックスさせたり、リフレッシュさせたりする効果があることが経験的に知られていた。人間は周囲を取り巻く自然環境を読み解き、その保健休養機能を生活文化として高めながら、それを巧みに発現させてきた。

① 【農作業による癒し】

園芸は作業療法で用いる活動の一つとして、作業療法の歴史とともにその始まりから利用されてきた。古代ギリシア時代には、農作業が精神病の改善に有効であるとする指摘がみられる。それは精神病を患っても農作業などの労働が課せられる奴隸と、労働を強いられない貴族の間とので、予後に違いがあったことから推察された。

② 【植物と薬の関係、薬食同源（医食同源）】

植物から抽出された成分を薬として使ったり、植物成分をモデルに新しい薬が開発されたり、また漢方薬のように薬用植物がそのまま薬として使われるなど、薬と植物は極めて密接な関係にある。また「薬食同源」（医食同源）の考え方とは、“命を養い、健康を保つ意義で、食は薬や医療に通じる”とする考え方であり、中国や韓国にそうした考え方古くから根付いている。

③ 【緑地は都市の肺である（The Lung of City）】

産業革命期のイギリス、フランス、ドイツ等では、急速に工業化と都市化が進み、工場からの煙害、過密した居住環境に由来する低衛生状態（排泄物による水質汚染、悪臭、伝染病の発生）などが顕在化した。これらは、都市計画の一環として緑地や公園したり、上下水道の管理をしたりすることで、衛生状態の改善を図り、健康を阻害する要因を取り除いた（石川 [2000]）。

④ 【生活環境を改善する緑】

オフィスに置かれた観葉植物は、労働環境を改善し、仕事の効率を高めるという報告がある（Lohr et al. [1996]）。道路沿いの植栽は、ドライバーの肉体的・精神的疲労を軽減し、運転上の安全性を高めるという指摘がある。

⑤ 【入院環境と患者の回復過程】

病院の窓から見える緑の存在は、外科手術後の病院滞在日数を減らすという報告があり、その理由として術後の回復を促進させるのではないかとする考察がなされている。

以上は代表的なものに過ぎないが、医療や福祉は、上記のように自然との関わりに一つの原点を求めることができる。それは、本来人間に備わっている自己治癒力に期待する（を引き出す）ものであり、それを阻害するネガティブな要因を取り除くものであった。その後、「生物＝医療モデル」に基づ

いた近代医学が発展し、大きな成果を挙げるに従って、自然環境の諸要素を用いた働きかけは、専門家が主導する医療や福祉の中でマイナーなものとなつたが、近年では自然環境の諸要素が人体にもたらす影響を、科学的な根拠にもとづいて明らかにし、それを再び社会化してゆく機運が高まっている。

(2) 「園芸療法」「森林療法」とは?

昨今、「園芸療法」や「森林療法」などの自然・補完療法が注目されている。その背景には、①少子高齢化、②疾病構造の変化、③環境意識の高まりなどがあり、従来からの医療・福祉の限界を打破するオルタナティブな一つの方策として、A)各種リハビリテーション、B)健康増進、C)予防医学、D)医療費の抑制、E)社会的弱者の社会参加、F)生き甲斐の創出など多面的な効果が期待されている。園芸療法や森林療法は、古来より人間が行ってきた営みを、医療・福祉の文脈で現代的に体系化（高度化、社会化）しなおし、ケアを必要とする人々に還元してゆくものだといえる。

表1に園芸療法や森林療法の概念を整理する。

園芸療法 松尾英輔 (2002)	医療に関する高度な知識をもち、訓練を受けた専門家（園芸療法士）が、心身になんらかの支障をもつために医療的あるいは福祉的なかかわりとともに園芸をするには支援を欠かせない被対象者に対して、その性格を把握したうえで、目標となる症状を理解し、その治療、改善、または改良のために、媒体として、園芸（ガーデニング）（植物の栽培、手入れとそれにかかる活動およびその過程であるいは自らかかわった結果として得られた産物の鑑賞や加工、利用など）を用い、その過程と成果を記録、評価しつつ、次の手続きを選択しながらゴールに向かって進める一連の手続きである。
森林療法 上原巖 (2005)	森林浴を代表とした森林レクリエーションをはじめとして、樹木や林産物を活用した作業療法、森林内を歩きながらのカウンセリングやグループワーク、森林の地形や自然を利用した医療リハビリレーションおよび生活習慣行予防、そして森林における幼児保育など、森林環境を総合的に使いながら健康を増進してゆくセラピーである。

また園芸療法や森林療法に対置される概念として、「園芸福祉」「緑地福祉」「環境福祉」が提唱されている。園芸療法や森林療法は、専門家（園芸療法士など）が主たる担い手として関わり、治療や療法的な支援を必要とする高齢者、障がい者、病人を対象としているのに対して、園芸福祉、緑地福祉、環境福祉は、一般市民が主な対象者であり、当事者が主体的に園芸や森林浴、森林レクリエーションなどを日常的な健康作り（予防医学）に活用してゆくものである。そして園芸療法は、園芸福祉、緑地福祉、環境福祉の専門分野として、また森林療法は緑地福祉、環境福祉の専門分野として位置づけられている。

(3) 園芸や環境による福祉

ところで園芸療法や森林療法の考え方を包含し、一般市民を対象とした専門用語が園芸福祉、緑地福祉、環境福祉のように、“〇〇福祉”としてあえて提唱されてきたのはなぜだろうか。鍼灸や気功、アロマテラピーなども、一般市民の健康を維持・増進してゆくのにポジティブな効果を發揮する。だが、“鍼灸福祉”、“気功福祉”、“アロマ福祉”などとして、健康や福祉の文脈から議論されない。

その理由として、筆者はさしあたり以下の二つを考えている。

- ① 園芸療法や森林療法の根底にある“人と植物との関わり”は、人間にとて日常的、かつ普遍的なものであること。
- ② 療法活動に介在する緑の空間を維持・活用するには、多様な価値観の共有や、合意形成が不可欠

であり、「私」的実践を超えて、法律や行政を交えた「公」の視点や、自治や協働を含む「共」の視点が不可欠であり、文化的・社会的側面が、(鍼灸、気功、アロマテラピーなどに比べて) 多分にあること。

園芸療法や森林療法は、媒介となる自然環境の諸要素を単に素材や道具として、その物理・化学・生物的な特質を即物的に用いるものではない。地域の歴史や文化、ひいてはコミュニティといった社会的環境も含めて、“場”や“空間”的広がりを、多面的かつ重層的に活用してゆくことに特質がある。また園芸療法や森林療法は、地域やコミュニティとの関わりが本質的であり、個人をケアするだけでなく、逆に地域やコミュニティを創造（ケア）してゆく契機ともなる。つまり人は、周囲に存在する環境に積極的に働きかけながら、それらとの関係性を豊富化することで、良好な生活環境を育んでゆく主体的存在でもある。園芸療法、緑地福祉、環境福祉の「福祉」という言葉には、自然環境の諸要素が發揮するケア“力”を十全に引き出してゆくための、社会や暮らしをも実現してゆく意志や志向性が込められていよう。

(4) 問題提起

近年、「園芸療法」や「森林療法」を高度化・社会化してゆくために、

- ① その効用を科学的に明らかにすること（EBM）
 - ② 担い手や専門家を育成すること（療法プログラムの構築、資格制度、専門家養成）
- の重要性が指摘されている。

筆者が思うに、こうした文脈で争点となるエビデンスは、身体的健康（肉体的側面）や精神的健康（心理的側面）に重きがあり、社会的健康を掘り下げるものは少ない（無論、市民農園やコミュニティガーデン、ならびに園芸療法や森林療法の実践報告の形で、社会参加、生き甲斐の創出、コミュニケーション拡大といった可能性が指摘されているが、これらの知見の体系化し、それを包括的な視点から医療・福祉に還元するケースは乏しい）。マズローの欲求段階説に則れば、①生理的欲求、②安心安全の欲求といった基礎的（根源的）欲求に関するエビデンスが多く、③社会的所属、④自我、⑤自己実現の欲求などの社会的側面を有したエビデンスは乏しい。その背景には、西洋医学で大きな成果を挙げた「生物・医療モデル」や「要素還元主義」が強く影響しており、「個体レベル」での介入（ケア）を志向する傾向があるのではないかと思われる。

① 「生物・医療モデル」から、「生物・社会・環境モデル」へ

近年の社会疫学や公衆衛生学では、従来からの「生物・医学モデル」を超えて、「生物・心理・社会モデル」から医療・福祉を捕らえ直すことの重要性を指摘している。また予防医学的な側面から一般市民に働きかける時、従来からの「ハイリスク＝ストラテジー」に則った個人への介入は限界が指摘されており、「ポピュレーション＝ストラテジー」の視点から社会や政策レベルでの介入を検討すべきである点が指摘されている（近藤 2005）。

例えば、社会経済的な因子（所得、学歴、社会的サポート）が健康状態を左右する可能性や、ある時点での身体的な健康状態が客観的に同じであっても個人の心理的状態により、予後が変わる可能性も指摘されている。保健社会学者の園田恭一は、「生命や生存を維持し、存続させ、生活や人生を高めてゆく、個人や集団などの「主体的制御（Control）能力」から健康をとらえた（園田[1993]）。

またアーロン＝アントノフスキによる「健康生成論」は、ストレス状態に晒されたとしても健康を維持・増進させて機序が人間には備わっていることに注目し、“ストレス対処能力”、“心理的な免疫力”、もしくは“生きる力”とも言うべき能力として、①把握可能感、②処理可能感、③有意義感からなる「首尾一貫的感覚（SOC）」の重要性を指摘している（A. アントノフスキ [1999]）。

こうしたアプローチは、「生物・医療モデル」的な観点から、疾病の原因を特定の因子に着目し、それを“ネガティブなものとして除外する”のではなく、個人の健康や Well-Being を向上させるリソ

ースを、①「生物として個体的側面」だけでなく、②「個人の社会経済的因素」、③「環境としての社会」、にも広く求めてゆく発想に立っている。その際、“個人の健康にとって、ポジティブな要素をいかに担保できるか”が課題となり、医療・福祉の働きかけが、個体レベルにとどまらず、社会状況や地域環境、自然環境といった次元にも及ぶ。

② 園芸療法や森林療法における「ポピュレーション=ストラテジー」

「園芸福祉」や「環境福祉」など市民一般を対象とした概念が提起され、各地で先駆的実践がなされているが、これらを社会や政策レベルで推進することは今後の課題であり、園芸療法や森林療法の推進には「ポピュレーション=ストラテジー」が必要だと思われる。

なぜならば、園芸療法や森林療法には“ガンを治療する”といった特異的效果ではなく、“免疫力の向上などを通じて風邪にひきにくくなる”といった非特異的な効果が期待されており、健康を増進させる要因を要素還元的なアプローチから特定することや、その要因だけを抽出して個人に働きかけてゆくことは難しいからである。また園芸療法や森林療法は、自然環境の諸要素に媒介される“場や空間の広がり”を多面的かつ重層的に活用してゆくことに特質がある。それらは私的実践を超えて、文化的・社会的側面を伴った実践でもあることから、環境実践や環境政策と、医療・福祉を統合してこそ、その潜在的機能や可能性がさらに引き出されると考えられる（図1）。

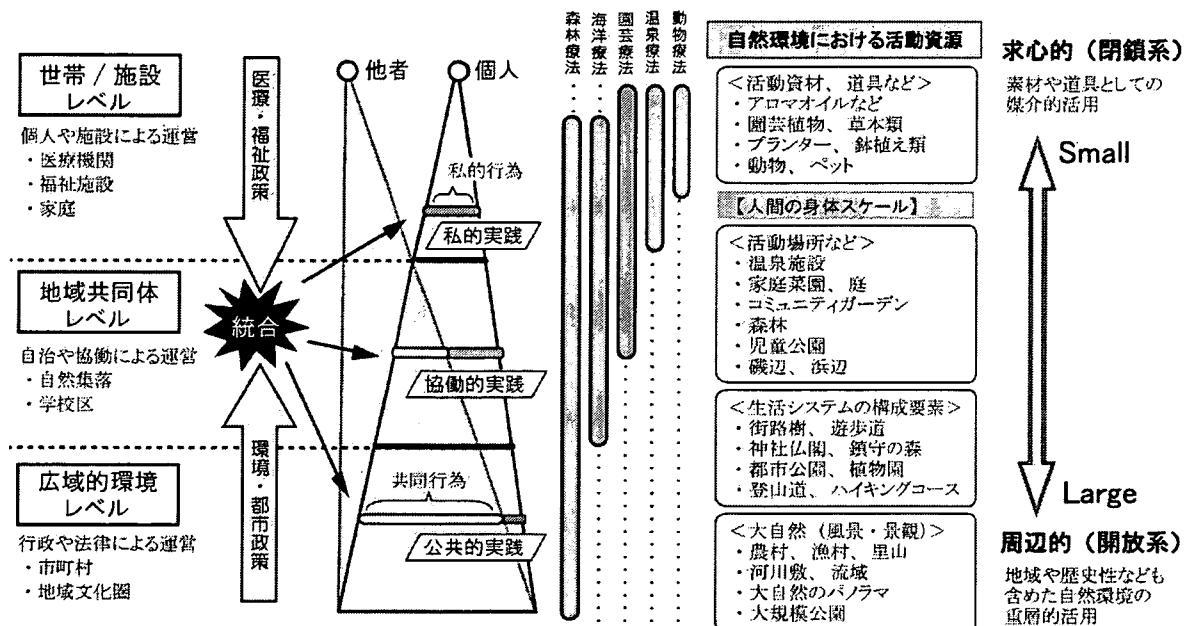


図1 ポピュレーションストラテジーからみた「園芸療法」と「森林療法」

③ 本研究でのアプローチ

一般に「ポピュレーション=ストラテジー」によるエビデンスの構築は容易ではない。その対象は、日常の社会生活をしている一般市民であり、各自が置かれた健康状態や社会経済的状態は多様であり、実験的な手法で交絡因子をコントロールするのは困難で、因果関係を特定するには、それに見合ったサンプル数や多次元レベルの統計解析が必要となる。

そのため本研究においては、(既往研究のように、「園芸療法や森林療法が人々の健康をどのように維持・向上させるのか?」といった観点から、その因果関係を明らかにするアプローチは取らず、)人々の健康状態を維持・向上すると考えられる様々なリソースを拡充してゆくことを視野に入れながら、

医療・福祉的な意義を有する働きかけ（介入策）を模索し、園芸療法や森林療法を地域コミュニティや地域資源を活用することで推進してゆく方策を検討する。

なお本稿では、園芸療法の要素がみられる実践として、「見沼田んぼ福祉農園」の事例を、また森林療法の要素がみられる実践として、「石像寺（釘抜き地蔵）」の事例を取り上げる。

2 <事例1>『見沼田んぼ福祉農園』（さいたま市緑区）

【問題意識】

- A) 医療機関や福祉施設の活動において、各種の活動リソース（活動場所、活動資材、専門的知識、マンパワー）を組織内部のみで充足するのは一般に困難である。そのため地域連携することが有効かつ不可欠であり、地域連携が望めない場合は、運営者に各種コストやリスクが集中することから、活動が継続できない場合がある。（ミッチャエル・ヒューソン等 [2000]）。
- B) 医療機関や福祉施設に設置された活動空間は、一般市民はアクセスしがたいこと、ならびに活動の趣旨や目的が違うことから、市民が日常的に活動できる空間（機会）が質・量ともに絶対的に不足している。

従って医療機関や福祉施設を中心に「拠点集中的」な活動場所を整備するだけでなく、日常生活圏に散在する緑地空間（地域の農的空間、森林、公園、河川敷、社叢空間など）を“ケア空間”として捕らえ直し、「地域分散型」の活動場所を拡充する視点が重要である。

本章では「見沼田んぼ福祉農園」の成立と展開にもとづいて、医療機関や福祉施設における「園芸療法」で課題であった各種の活動リソースを、地域における自然や人材の多様性から拡充することの意義と方策を検討してゆく。

(1) 「見沼田んぼ」の概要

都心から20~30km圏内に位置する「見沼田んぼ」（埼玉県さいたま市と川口市）は、南北14km、東西10km、外周44km、総面積1260haに及ぶ、首都圏を代表する農的な大規模緑地空間である。1728年に吉宗の「享保の改革」で新田開発され、1971年に始まる減反政策までは一面に田圃が広がる“生業の場”であった。今日も市街地に密接しながら、農地・水辺・里山（斜面林）が一体化した武藏野の原風景を残している。周囲には武藏国一宮である「氷川女体神社」「氷川神社」、世界初の閘門式運河である「見沼通船堀」などの文化的遺産が多数存在する。

このような大規模緑地空間が今日に残されたのは、1958年の狩野川台風で見沼田んぼ全域が冠水し、結果的に大宮・浦和・川口・鳩ヶ谷、および東京都北部の洪水被害が緩和されたことから、①見沼田んぼが開発に適さないこと、および②当該地域がその地形的構造から遊水機能を発揮することが判明し、1965年（昭和40年）以降、治水機能を発現するために農的利用を通じて空地として維持することが図られたからである。

(2) 「見沼田んぼ福祉農園」の概要

「見沼田んぼ福祉農園」（さいたま市緑区）は、「老いや障害の有無を越えて多様な者が、ともに汗を流しながら働くこと」を理念に掲げる共同農場である。5つの福祉団体、ならびに「見沼・風の学校」（若手農園ボランティアで組織される）、「浦和北ロータリークラブ」（地元事業家らの集まり）の計7団体が組織する「見沼福祉農園推進協議会」を組織し、埼玉県総合政策部土地水政策課が「見沼田んぼ公有地化推進事業」によって公有地化した農地を管理運営委託される形で運営している。平日は

就農自立を目指す障がい者や、リタイアしたシニア農園ボランティアが働き、休日は「見沼・風の学校」や、浦和北ロータリークラブの人々が汗を流している。

福祉農園の総面積は 0.83ha あり、①団体ごとに区分された畑（各 500～1500 m²）、②共同管理される畑がある。また畑だけでなく、収穫祭などのイベントに使われる芝生広場、地下水位を下げて営農条件を向上させる暗渠排水に導かれたビオトープ池、休憩場所ともなる緑陰、採れたての野菜を調理する釜戸など、利用者や来訪者の交流を促す趣向も凝らされている。

その一年の流れは、初春は苗づくり、春から初夏にかけては夏野菜の種まきや苗の植え付け、夏の盛りには除草作業、秋は冬野菜の作付けが始まり、晚秋から冬にかけては堆肥づくりを含めた土づくり、暗渠排水や農園付帯施設の整備がなされる。この農園は、障がい者を個別にアセスメントして療法プログラムを提供する“リハビリテーション”の場ではなく、汗をかきながら働く“社会参加の場”であり、周囲の里的環境を十全に活用しながら、近隣農家や農園ボランティアとの協働を通じて、見沼田んぼを“暮らしの場”として再生してゆくことを目指している。

(3) 活動空間の確保（「見沼田んぼ福祉農園」の成立）

【問題意識】

一般に非農家は、農地を自由に耕作することができない。そのため医療機関や福祉施設の関係者にとっては、園芸療法ができる活動場所を持続的に確保することが大きな課題となる。総面積 0.83ha に及ぶ「見沼田んぼ福祉農園」の活動空間は、どのように拡充されたのか？

A) 環境政策と福祉政策の統合

「見沼田んぼ福祉農園」は、1999 年に始まる「見沼田圃公有地化推進事業」による政策的な位置づけがあった。当該事業は、基金により農地の買取りや借上げを行い、その公有地を「福祉農園」や「体験水田」などとして、その市民団体に管理運営委託を有償ですることで、本来なら非農家では耕作や所有ができない農地を市民に解放するものである。図 2 に「見沼田んぼの土地利用の変遷と見沼田んぼの公益性の広がり」を示し、福祉農園の成立背景を明らかにする。

① 治水対策の推進（1958 年～）：なぜ「見沼田んぼ」が現代に残ったか？

見沼田んぼ全域が冠水した 1958 年の狩野川台風により、①見沼田んぼは開発に適さないこと、②当該地域はその地形的構造から遊水機能を發揮すること、が明らかとなった。このため埼玉県は、“農地として空地を維持することで治水機能を担保”するために、1965 年に「見沼田圃農地転用方針」（見沼三原則）を策定した。また治水対策の一環として、1965 年「新芝川」（芝川放水路）の開通、1971 年の「芝川河川改修計画」策定、1979 年に「芝川調整池計画」（総体積 1000 m³は見沼田んぼの貯水力に匹敵する）を打ち出した。

なお「見沼田圃農地転用方針」には、“将来の開発に備えて空地として維持する”とあり、将来的に河川改修や調整池が完了することで治水機能が人工的に担保されるまでの間、見沼田んぼが有する天然の治水機能を暫定的に活用する措置であり、永続的に緑地として担保するものではなかった。

② 「見沼田んぼ」の公益性をめぐる議論とその展開

見沼田んぼの遊水機能を発現させるには、当該空間を農的に保全・活用し、空地として維持する必要がある。しかしながら 80 年代初頭から以下のような様々な問題が顕在化した。

- a) 農家の高齢化ならびに後継者不足
- b) 不法投棄、荒地の増加
- c) 見沼田圃農地転用方針により、土地利用が制限される地権者の経済的不満

d) バブル経済期を前にした開発圧力の高まり（見沼三原則の廃止への論議）

そのため、「見沼田圃農地転用方針」によって治水機能を担保することが難しくなった。また一般市民の間で、環境に対する関心・意識が高まってきたこともあり、

- a) 南部領辻地区における「浦和市営壟園計画」への住民反対運動（1981～）
- b) 見沼代用水の三面コンクリート護岸化の、一部撤回を求める運動（1984～）

基本方針 辺地山 土地利用の変遷 (※網掛部は福祉農園設置につながる「べんぎん村」の動き)

- ◎ ◇ [58] 狩野川台風により見沼田圃全域が冠水 (総合的な治水対策の必要性に迫られる)
→川口市など下流域の洪水被害が緩和され、天然の遊水機能 (1000 万m³) が発見される
- ◎ ◇ [65] 「見沼田圃農地転用方針」(見沼三原則)策定
- ◎ ◇ [65] 「新芝川」(芝川放水路)開通
- ◇ [70] 見沼田圃全域が市街化調整区域に指定される
- ◇ [71] 猛反により田舎が畑に転換され始める
- ◇ [71] 川口市を除く全城が農業振興地域に指定される
- ◎ ◇ [71] 「芝川上流水田地域土地利用基本構想」(宅地開発の収益を調整池整備に充て、治水と両立)
- ◎ ◇ [71] 「芝川河川改修計画」策定
- △ [72] 国指定天然記念物「野田のサギ山」消滅
- ◎ ◇ [79] 「芝川調整池計画」(総量 1000 万m³)策定
- ◎ ◇ [79] 「合口二期事業」開始 (見沼代用水の三面護岸化、都市用水への転換)
- ◇ [80] 農家の後継者不足、耕作放棄、不法投棄、見沼田圃の荒地化が深刻に
- 【80】始「障がい児を持つ親たちの集い」「たんぽの会」が旧浦和市を中心に活動
- 【80】始「普通学級就学運動」が埼玉県内で広がる
- △ [81] 「水川女体神社」「鷦鷯神社」が「ふるさとの森」に指定される
- ◎ △ [81] 見沼代用水の三面コンクリート護岸化に対する住民運動
- ◎ ◇ △ [83] 「見沼田圃保全検討委員会」発足
- ◎ ◇ △ [83] 「見沼田圃論集(第一集)」発行 (県企画財政部)
 - 【83】「たんぽの会」が見沼田んぼに登山ハイキング・野草摘み・キャンプ等を楽しむ
- △ [84] 「浦和市営墓園計画」(南部領辻地区の斜面林を伐採して造成)発覚 →住民運動へ
- ◎ ◇ △ [84] 見沼田んぼの保全に関する署名 (40408 通) を埼玉県知事に提出
- 【84】「たんぽの会」メンバーが署名活動に協力
- ◎ ◇ △ [84] 「見沼田んぼを愛する会」発足
- ◎ △ [84] 南部領辻地区の見沼代用水 (1.1km) の三面護岸工事を見直し
- △ [84] 「さいたま縁のトラスト協会」発足
- 【85.1】川口市差間の農地 (約 100 町) で農作業を開始する<「農地 A」>
- ◎ ◇ △ [85] 「見沼田圃論集(第二集)」発行 (県企画財政部) →障がい者や高齢者の休憩農地活用を旨及
- 【86.3】「たんぽの会」を母体に「べんぎん村」が発足、地域的な活動をめざす
- ◎ ◇ △ [86] 「見沼田圃土地利用基本計画策定調査報告書」
 - (見沼田圃の全域を、目的的に保全しながら治水機能を担保。同書には「福祉農園」構想あり)
- ◎ ◇ [86.9] 「障害者福祉農園設置要望書」を埼玉県知事と旧浦和市長に提出
- ◎ ◇ [86] 見沼田圃内の「ゴルフ場計画」が発覚 →開発規制の緩和検討へ
- ◎ ◇ [86] 「見沼田んぼを愛する会」が「見沼の新米を食べる会」を開催 (「べんぎん村」関係者が企画)
- ◎ ◇ [87] 県地域政策官、汚職により逮捕 →開発規制の緩和案の消滅
 - 【87.9】川口市差間の農作業から撤退 (地権者の都合による)
 - 【87.9】旧大宮市片柳の畑 (約 1 反) で農作業を開始<「農地 B」>
 - 【87.9】「障害者農業トレーニングセンター」の設置を要望する
(見沼田圃の保全策として農地貸与と運営助成をし、障がい者と健常者が共に働く)
→「障害福祉課に福祉農園の設置を検討をさせる」と副知事が回答
→「障害者福祉農園構想調査研究会」立ち上げへ
- ◇ [88] 「障害者福祉農園構想調査研究会報告書」→「福祉農園」が農地保全に有効であると結論
 - 【89.3】旧大宮市片柳の農作業から撤退 (農道整備のため)
 - 【90.4】旧浦和市の市民農園で、農作業を開始<「農地 C」>
- △ [90] 緑のトラスト協会が「浦和市営墓園計画跡地」の斜面林を取得 (見沼田圃周辺斜面林)
- ◎ ◇ △ [91] 「見沼田圃土地利用協議会」が設置される
- ◎ ◇ [92] 埼玉県が見沼田圃の公有地化基金を検討
- ◎ ◇ [93] 県が公有地化基金を造成開始 (目標 100 億円)
 - 【93.10】市内の福祉団体にて「福祉農園」設置を呼びかける
 - 【94.6】「べんぎん村」関係者の農地で農作業を開始<「農地 D」>
 - 【94.6】「べんぎん村」の機関紙に「福祉農園を作ろう」を連載
- ◎ ◇ [94] 「見沼田圃土地利用基準策定会議」の設置
- ◎ ◇ △ [95] 「見沼田圃農地転用方針」(見沼三原則)廃止
- ◎ ◇ △ [95] 「見沼田圃の保全・活用・創造の基本方針」施行
- ◎ ◇ [96] 旧浦和、旧大宮、川口市が公有地化基金造成に協力
- △ [96] 「大宮市みどり愛護会 (現さいたま市)」が発足し、斜面林や雑木林の保全活動を開始
- ◎ ◇ [98] 「見沼田圃公有地化推進事業」開始
- ◎ ◇ [98] 県土地政策課が「福祉農園の設置要望書」(1986 年)を発見 →「べんぎん村」と調整開始
 - 【99】「見沼田んぼ福祉農園推進協議会」が発足
 - 【99】「見沼田んぼ福祉農園」開園
 - 【99】「見沼ファーム 21」が発足、公有地で「稲作の体験水田」を開始
 - 【99】近隣農家との模擬や除草を欠かさず、地域の信頼を得て交流が始まる
(農作業全般の相談、緑化資材の提供、地域情報の共有)
- ◇ [100] 「見沼たんぽくらぶ」(南部領辻自治会)「グランドワーカー川口」が公有地の管理運営を開始
 - 【100】「緑のトラスト協会」が管理する斜面林の間伐材や竹を農園整備に有効活用する
- ◇ [101] 「見沼農業基礎調査結果報告書」(浦和農林振興セ) →遊休農地の福祉的活用を望む意見多数
- ◇ [101] 「見沼田圃周辺斜面林」でトラスト協会のボランティア有志が保全活動を開始
 - 【101】大学生世代の農園ボランティアが週末作業を開始
 - 【102】若手ボランティアが「見沼・風の学校」を組織
- △ [103] 「浦和西高校斜面林・友の会」校内の斜面林で保全活動を開始
- ◎ ◇ [103] 「芝川・新芝川清流ルネッサンス II 地域協議会」発足
 - 【105.7】研究機関誌「見沼学」(みぬまなり)を発行
 - 【105.11】第 20 回「見沼の新米を食べる会」が福祉農園の収穫祭として開催される

見沼田んぼの公益性

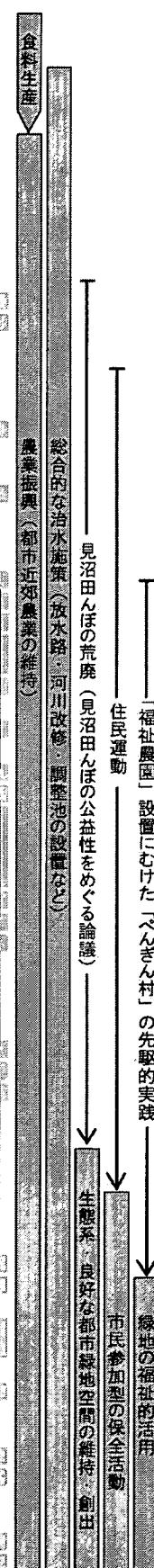


図 2 見沼田んぼの土地利用の変遷と見沼田んぼの公益性の広がり

などの市民運動が活性化、1985年には「見沼田んぼを愛する会」などの市民団体が発足した。埼玉県は、見沼田圃に関する各市（旧浦和、旧大宮、川口市）や、市民、及び学識経験者らと討議や調整を重ねる中、見沼田んぼの公益性や将来像を模索していった。その成果は埼玉県企画財政部による「見沼田圃論集」（第一集1983年、第二集1985年）、埼玉総合研究機構による「見沼田圃土地利用基本調査策定調査報告書」（1986年）として公表され、“見沼田んぼの全域を恒久的に農地として保全しながら、治水機能を担保し、ひいては良好な都市の生活環境や、生態系をも保全してゆく”、治水と保全を両立させた、今日の「見沼田んぼの保全・活用・創造の方針」（1997年）の礎となった。

③「見沼田圃公有地化推進事業」～受益者負担の原則と市民参加型の保全・活用・創造

当該事業は、相続などで農的利用が継続できる可能性がある時、地権者の申し出に従い、県が基金によって買取りや借上げをするものである。また公有地化された農地は、「福祉農園」や「稲作の体験農園」などとして、市民団体に管理・運営委託され、市民参加型で農地の保全が進められる。買取り、借上げする意義は「見沼田圃農地転用方針」により、長らく土地利用が制限されてきた地権者の経済的不利益を代償することであり、地権者の自助努力に委ねられてきた農地保全（結果としての治水機能の担保）に実行力を持たせた。

また見沼田んぼの公益性は、治水、農業生産、良好な都市緑地空間の創出、生態系の保全など多岐にわたり、その受益者は近隣に居住する市民一般に及ぶ。公有地化推進事業は、地権者のみにそれらの負担を強いるだけでなく、「受益者負担の原則」から、税金による公有地化を進め、その維持・管理も市民が積極的に関わるような制度設計がなされており、市民・行政・地権者がパートナーシップにより保全や活用をしてゆくものである。

ここで注目すべきは、治水という目的を達成するために、農地保全が手段となり、逆に農地を恒久的に維持する目的のために、その財源が治水施策として手段に位置づけられており、“手段”と“目的”が相互補完的な関係にあり、政策上の課題が高度に統合されている点である。福祉政策のみでは福祉農園としての用地を確保することもできず、環境政策（農業政策）のみでは公有地の福祉的利用がなされない。つまり「見沼田んぼ福祉農園」は『環境と福祉』の統合によって実現した。

B) 福祉農園の設置をめぐる福祉団体「ぺんぎん村」のアクション

見沼田んぼの遊休農地を活用した「福祉農園」構想は、「見沼田圃論集（第二集）」（1985年）や、「見沼田圃土地利用基本計画策定調査報告書」（1986年）の中に初めて登場した。

当時は、見沼田んぼの荒地化が進み、「見沼田んぼを愛する会」らの市民運動が活発化し、見沼田んぼの保全と活用が、市民・行政・学識経験者を交えて検討され始めた時期である。「福祉農園」構想は、県の担当者の間でも思い入れの深いものであったが、その時点では理念の提唱にとどまり、具体化されなかった。

一方、民間側の動きとして、今日の「見沼田んぼ福祉農園」の活動をリードしている「ぺんぎん村」（協議会を組織する福祉団体の一つ）のアクションがある。彼らは1980年代初めに見沼田んぼに出会い、キャンプやハイキングを楽しんだり、「見沼田んぼを愛する会」に加わってゴミ拾いや保全運動にも参加したりしていた。そして1985年からは「見沼田んぼを愛する会」や地元農家の協力を得ながら、障がい者の療育を兼ねた農作業を川口市差間地区で始めた。

彼らは1980年代初頭から障がい者の「普通学級就学運動」を展開していたが、就学を終えた後の“就労”をも見据えて、「見沼田んぼの中に働く場所を作りたい」と考えていた。だが農家資格のない「ぺんぎん村」関係者は、農地法上の制約によって、農地を自由に耕作したり、取得したりすることは出来ず、実践を深めることの限界が予想された。

「ぺんぎん村」関係者は、「見沼田んぼを愛する会」を通じて、「見沼田圃論集（第二集）」（1985）

や「見沼田圃土地利用基本計画策定調査報告書」(1986)にあった「福祉農園」構想を知り、その構想に触発された。その後、彼らは1986年9月に「障害者福祉農園設置要望書」を埼玉県や浦和市に提出した。また1987年には埼玉県健康福祉部や農林部とともに「障害者福祉農園構想調査研究会」を共同で組織し、「福祉農園」構想を具体化するべく、見沼田圃における地域政策での位置づけや可能性を検討した。

しかしながら福祉農園はすぐには実現しなかった。そのため1985年から「見沼田んぼ福祉農園」が開園するまでの1999年までの14年間、「ぺんぎん村」の実践は、地権者の都合などにより4か所の農地移動を余儀なくされた。畠を撤退するたびに土づくりから始まり、中長期的な利用ができないため、活動を深めるには限界があった。それゆえ「ぺんぎん村」関係者は、福祉農園が開園するまでの13年間、要望書を提出し続けた。「見沼田んぼ福祉農園」代表の猪瀬良一氏は、「桃や栗を植えて2,3年たった頃、片柳の畠から撤退した。農具小屋がユンボ（油圧シャベルの商品名）で撤去され、時間をかけて作った畠がなくなるのが辛かった」と語る。

これらの要望書は、1998年に「見沼田圃公有地化推進事業」が開始し、公有地の保全・活用策が検討される中、県担当者に再発見された。1998年9月には、土地水政策課の担当者と「ぺんぎん村」関係者との間で意見交換と調整が始まり、県内の福祉団体の利用に開かれた「見沼田んぼ福祉農園」が99年4月に開園した。

(3) 福祉農園のネットワーク（「見沼田んぼ福祉農園」の展開）

【問題意識】

園芸療法を実施するには、園芸作業に必要な知識や活動資材が必要となる。医療機関や福祉施設の実践においては、組織内部でこれらを拡充できないこともある。地域の自然環境を十全に活用する「見沼田んぼ福祉農園」は、その課題をどのように乗り越えているのだろうか？

「見沼田んぼ福祉農園」には、実に多彩な人々が出入りしている。表1に「見沼田んぼ福祉農園」における活動者を、その“貢献面”と“恩恵面”に着目してまとめた。

- ① 【障がい者】彼らは“働く場所”として日々福祉農園に通い続ける。その営みは、単なる身体的リハビリテーションにとどまらず、農業を通じてともに汗をかきながら共同することで、地域社会に参加してゆく機会を得ている。一方彼らは、日常的に公有地を活用することで、「見沼田んぼ」を保全・活用に資する最大の貢献者でもある。そして健常者に対して、病や障害に対する理解を促し、行動の変容を促す機会をも提供している。
- ② 【シニア農園ボランティア】仕事をリタイアした彼らは、平日の障がい者の農園作業を知識面、安全面、労力面でサポートするだけでなく、豊富な人生経験や就労経験を生かし、農園付帯施設の整備（農機具小屋や日陰小屋の設置、農業機械の整備）なども担う。一方、彼らは福祉農園の中に“活躍の場”を得て、人々に喜ばれることができ生きがいとなっており、障がい者や若手の農園ボランティアから慕われ、様々な相談にも乗っている。
- ③ 【「見沼・風の学校」～若手農園ボランティア】20代前後の若手農園ボランティアは、主に休日に農作業や農園付帯整備の整備、各種イベントの企画や運営に従事している。若者が福祉農園の活動に参加することは、貴重な労働力を農園に提供するだけでなく、農園に活気をもたらし、また大学で学んだ専門的知識や技術を提供したりしている。彼らに取っては、貴重な農業体験をする機会を得るだけでなく、福祉農園での多世代交流や異文化交流の経験を糧としながら、自分の学んだ知識や技術を社会との関わりの中で試してみたり、働くことの意義や、人生設計などを模索したりしている。
- ④ 【近隣農家】福祉農園の周囲には、苗木を生産に従事する造園業を営む農家が多い。彼らは

営農全般にわたる相談に応じたり、生産で余剰となった緑化資材などの提供や、農業重機（退避を運ぶクレーン）を用いた専門的作業に応じたりする。また高齢者層の農家は、地域に伝来する見沼の土地に合った在来農法を伝授したり（写真3の暗渠排水）、地域の歴史を語り伝えたりする。一方彼らは、福祉農園の活動者に慕われ、その交流に喜びを見いだし、営農意欲を確かめる（「福祉農園が頑張っているんだから、俺も「何くそって思って」頑張るんだよ」）。また荒地であった福祉農園の農地が、優良農地として解消され、人々で賑わうことで、不法投棄の減少や治安向上にも期待を寄せている。

表1 「見沼田んぼ福祉農園」のネットワーク

農園との関わり 農園の主体		福祉農園への貢献（担い手として）	福祉農園の恩恵（受け手として）
当事者	福祉団体（障がい者） ・べんざん村 ・ディケアわくわく ・わらじの会 ・どくだみ荘 ・虹の会	<ul style="list-style-type: none"> ◦平日の営農活動を日々担う。 (見沼田んぼ保全における最大の貢献者) ◦健常者が障がい者と出会う機会を提供 (汗をかき、ともに農作業をすることで、障害に対する理解や行動の変容を促す) 	<ul style="list-style-type: none"> ◦就農自立を模索し地域社会に参加 ◦個人、施設の実践の限界を地域協働によるスケールメリットで乗り越える ◦就学・就労、趣味など生活一般的課題を広く共有できる仲間の獲得
	シニア農園 ボランティア ※ 60代以上の男性	<ul style="list-style-type: none"> ◦福祉団体の活動を日常的にサポートする ◦人生の先達として若者との相談役となる ◦就労経験で培った技量を存分に生かして、釜戸や農機具小屋などの付帯設備を整備 	<ul style="list-style-type: none"> ◦かけがえのない役割を仕事で發揮して、多世代交流による生きがいを享受 ◦日常的に身体を動かして健康維持
	若手農園 ボランティア ※ 20代前後の学生、及び社会人からなる 「見沼・風の学校」	<ul style="list-style-type: none"> ◦休日の営農（近年は平日作業にも参加） ◦季節のイベントなどの企画・運営 ◦活気や賑わいを醸成する ◦研究機関誌『見沼学』(みぬまなび)製作 ◦農園の永続性を担保する“担い手”候補 	<ul style="list-style-type: none"> ◦障害の有無や年齢を超えた出会いから、仕事や学び、人生の意味を模索 ◦環境や福祉に対する理解や感性を磨く
外部共同者	近隣農家 ※ 30～80代の近隣農家	<ul style="list-style-type: none"> ◦営農相談（農作物、土壌、気候 etc, 開園当時は農具の使い方を教えた） ◦地域在來の暮らしを語り伝える ◦緑化資材（販売しない余剰物）の提供 ◦地域共同体や祭（辻の獅子舞）に招待 ◦伝統農法（竹や粗朶の暗渠 etc）の継承 	<ul style="list-style-type: none"> ◦農園の人々との交流から営農意欲を確かめる（農園関係者は敬意を抱く） ◦荒地が解消され農地景観が維持される。（荒地から隣接農地に広がる雑草が減少） ◦福祉農園が日常的に人に活気付くことで、不法投棄の減少や、治安向上を期待
	本田技研工業 ※地元大手企業	<ul style="list-style-type: none"> ◦農業機械類（汎用製品）の貸与（耕耘機、発電機、刈払機、芝刈り機 etc） ◦安全講習会（機械の保守点検、使い方） ◦広報活動で福祉農園の社会的認知を広める 	<ul style="list-style-type: none"> ◦「企業イメージ」「ブランド力」の向上（農園活動の作業負荷を軽減する汎用製品の身近さをアピールしたり、“農”を交えた新しいライフスタイルを提案）
	さいたま縁のトラスト協会 ※近隣の里山保全団体	<ul style="list-style-type: none"> ◦斜面林から排出される竹や間伐材の提供（暗渠排水や農機具小屋などの整備資材、収穫物の調理、たき火用の薪などに使用） 	<ul style="list-style-type: none"> ◦排出物の運搬費と焼却費を削減 ◦農林地の一体的な活用から人や資源の循環を促し、既存の環境保全活動の枠組みを超えた見沼在來の里の暮らしを動態復元。

- ⑤ 【地元企業】地元大手企業である「本田技研工業」は、事業広報活動の一環として、農業機械などの汎用製品を福祉農園に貸与し、また安全講習会（正しい機械の使い方や、メンテナンス講習）を開いている。同社は、“福祉農園”という新しいライフスタイルに共感し、作業負荷を軽減する汎用製品と、それを使い農園を支える人々の取り組みを伝えるドキュメンタリーを公開し、企業イメージの向上に役立てている。（<http://www.honda.co.jp/power-story/story1/index.html>）。

⑥ 【環境団体】福祉農園が位置する南部領辻地区の里山（斜面林）を保全する「さいたま緑のトラスト協会」は、斜面林から排出される竹や間伐材を提供する。福祉農園では、これらを暗渠排水や農機具小屋の整備資材として、また収穫物の調理やたき火に不可欠な薪などとして有効活用されており、それまで排出物の運搬と焼却に要した「さいたま緑のトラスト協会」の処分コストが低減された。

「見沼田んぼ福祉農園」は、地域の里的環境を十全に活用しながら、老いや障害の有無を超えて多様な人々が“自然との関わり”を取り戻し、個人のライフスタイルを組みかえてゆく広い意味での“ケア”の契機となっている。それは「福祉」や「環境保全」の枠組みを超えて、真に豊かな“暮らしの場”や“生き方”とは何かを再考させる。

農園代表である猪瀬良一氏は「見沼田んぼの荒廃が始まったのは、見沼田んぼが生活の場ではなくなり、人々と見沼田んぼの関わりが薄れ、人々の心が離れてしまったことが大きな理由だと思う。人々が見沼田んぼとの関わりを深め、それと触れ合う“場と関係”があれば、見沼田んぼから離れてしまった人々を取り戻すことができる」と語る。また「障害のある人もない人も、その実情は消費財を買う“消費者”である。人は誰しも労働力を売ることでしか生きてゆけない。“売られ”“消費される”交換過程を通じて、自らの労働力や生産物の“価値”を証明する。これは人間の諸活動にとって重要な意味がある。（一部略）福祉農園の農産物も“売れるように作ってこそ”、そして“売れてこそ”その価値は証明される。その中でお互いの“労働の重たさ”から“他者”（=社会）に出会えるのだ。『見沼田んぼ福祉農園』の目指す“共生の農業”的契機もそこにある」と指摘する（猪瀬[2000]）。

ここでは（北尾[2005]も指摘するように）、①労働過程において“自然からの自由”はありえないこと、②その苦しみを他者と共有することに希望や喜びがあり、「見沼田んぼ」を現代の“生業の場”としながら市民が“生活者”になること、③人間存在の多義性をありのままに自覚して他者の存在を受けとめること、の重要性を説いていよう。

また福祉農園では、個人や施設レベルで展開されている園芸療法の課題であった各種の活動リソースを、見沼田んぼの里的環境を十全に活用する中で、人材と環境の多様性から拡充している。そのネットワークの広がりは、園芸療法の展開における「専門家」（園芸療法士など）と@クライアントの関係ではなく、“農”を通じて見沼田んぼを暮らしの場として再生してゆく人々の関係性である。ここで注目すべき点は、参加者の各々が技術（知恵）、資源、労働力を持ち寄り、かけがえのない役割を発揮していることである。そこでは参加者はケアの受動的な対象者として甘んじるのではなく、他者（隣人）や農園に貢献してゆく主体が形成されており、そのことでより高い満足感を活動の中に見いただしている。

また福祉農園の実践は、“個人をケアすること”を越えて、良好な地域コミュニティや、生態系などを育んでいる。その結果かつてみられた里的な暮らしを現代社会の文脈で動態復元し、従来では環境保全と接点のなかった人々を、緑地の保全・活用・創造の“担い手”として導き、狭義の環境保全活動（森の手入れ、生態系の復元）の枠組みを“暮らしの場の再生”的側面から押し広げているのではないか。

（4）「福祉農園」の課題と可能性

「見沼田んぼ福祉農園」には、遊休農地の活用を通じて“遊水機能”を担保する「見沼田圃公有地化推進事業」以外の法的な位置付けが存在しない。そのため活動者は公有地の暫定利用にとどまり、特に開園以来9年間営農してきた障がい者は未だ農家資格を取得できず、将来的に農業経営を始める際の障壁となっている。また県から協議会に支給される管理運営委託費は、治水機能を担保するのに十分な“農地を荒らさない程度の管理”に見合ったレベルにとどまる。福祉農園が持つ多面的機能を分野横断的に評価し、自助・共助・公助が三位一体となった運営体制の構築が求められていよう。

「見沼田んぼ福祉農園」では、実践の先駆性と、それゆえの課題を自覚し、「見沼学(みぬまなび)」という研究機関誌を発行している(写真 7-4)。同誌は「耕しながら考える」ポリシーのもとのもと、見沼田んぼの公共性や、地域の在来の暮らしぶりを掘り下げ、実践を踏まえた発信をしている。福祉農園というコミュニティは、地域政策を模索したり、地域の伝統を継承する場にもなっている。(なおダイナミックに進化し続ける「見沼田んぼ福祉農園」の動向などは、ホームページ <http://homepage2.nifty.com/minumafarm/> や、「見沼学」を参照されたい)

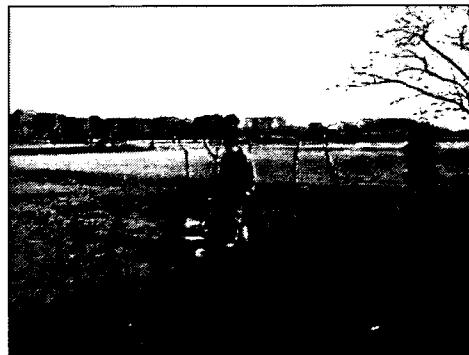


写真1:耕耘機をかける障がい者／出所：石井（2008）



写真2:堆肥を農園に運ぶボランティア／出所：石井（2008）

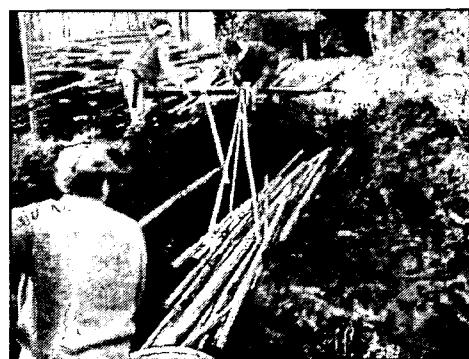


写真3:里山の竹を用いた暗渠排水の構築／出所：石井（2008）



写真4：作業後の昼食で憩う様子／提供：見沼福祉農園推進協議会

3 <事例2>『石像寺（くぎ抜き地蔵）』（京都市上京区）

【問題意識】

森林療法の先進的取り組みをしている長野県信濃町、上松町（ともに「森林セラピー基地」などでは、市民・行政・森林組合・観光業者・地元医療機関が連携をし、“森林保養地づくり”が展開されている。そこでは、自然や森林の魅力を伝える案内人（ガイド）が活動し、森林療法とともにヨガやアロマテラピー、健康食など多彩なプログラムが一体的に提供される。また地元の医療機関との連携により医師が血圧チェックや運動指導などを試みている。ここで興味深い点は、地元住民や医療従事者が森林療法と関わることで、地域医療や福祉を問い合わせ直すネットワークが形成されている点である。森林療法は、自然療法の一つでありながら、多彩な人材や、他の自然療法をつなぎ合わせる“プラットホーム”となっている。

翻って、石像寺（釘抜き地蔵）の取り組みは、「森林療法」とは直接の関係はないが、地域に密着したお寺というアメニティ空間を舞台しながら、①「歩行運動」の要素を兼ね備えた「御百度」、②人々が日常的に交流できる「コミュニティ機能」、③暮らしや健康の相談ができる「健康相談会」（隣接する上京病院と協働実施）など、森林療法とも共通点をもった取り組みがみられる。そこで本章では、地域に散在する緑地空間の一つである社寺空間に着目し、アメニティ空間をケアに還元する方策と可能性を検討する。

(1) 石像寺（くぎ抜き地蔵）の概要

京都市上京区の石像寺は、「心身の苦しみを取り除いてくれる」という、空海ゆかりの地蔵菩薩があることから、「苦抜地蔵」ひいては「釘抜地蔵」と呼ばれるようになった。境内にはカエデなどが植栽されており、住宅が高度に密集する西陣界隈において貴重な“自然との触れ合い”的場となっている。また觀音様やお稻荷様もあり、特定の宗教にとらわれないアニミズム的な雰囲気を醸し出している。

石像寺住職は、現代のお寺の使命を①「人がいかに生き、そして死ぬのかについて答えてゆくこと」、②「現実社会を生きるヒントや指針を、相談者に寄り添いながらともに探すこと」と語り、カウンセリングを交えた“生活相談”を試み、地蔵菩薩の云われを実践している。

(2) 接客空間としての日常

境内は朝5時半に開門し、近隣に暮らす50～90代の人びと40～50名が朝から集う。そこでは、境内の掃除をする人、鉢植えの世話をする人、東屋でお茶を飲みながら世間話をする人、お惣菜を交換する人などがいる。またお地蔵様のように慕われる“釘抜きの像”的前では、愁訴のある患部と、その患部に当たるお地蔵様の部位を交互にさすり、回復を願う人がいるように、ここでは各々が想い想いの過ごし方をしている。

このように境内が、日用生活の一部として開放されているのは、地域住民が日頃から清掃や縁日の準備に関わり、お寺との信頼関係を構築しながら、心地のよい“居場所”を主体的に作っているからであろう。

(3) 歩行運動を兼ねる祈り（御百度）

石像寺では、祈りと歩行運動が融合した“御百度”が根付いている。それは歩行開始時に 100 本の札を持ち、外周およそ 30m の本堂を回りながら、本堂正面で合掌し、そのたびに札を一本ずつ返してゆくものである。深い信仰心に基づいて継続する人が多いが、個人の体調や体力に応じて、お堂を回る数を変えたり、挨拶や日常会話を交わしたりしながら継続する人もいるように、重みのある雰囲気の中にも親しみやすさを感じさせる。

お堂を 100 周すれば、結果的に 3000m 相当の運動ができ、日常的に継続したときの運動効果はかなり高い。筆者が聞き取り調査をしたところ、祈りや儀式的な要素を伴うことが、適度な緊張感を与える、活動者のやりがいや楽しみをもたらしていることが明らかとなった。また「日頃の愚痴をこぼしながら歩くことで、気持ちがスッと楽になる」と話す方もいた。このような気分の変化は、単なる歩行運動では期待しがたい。そして、顔なじみの人が取り組んでいる姿が、活動を持続するモチベーション向上に寄与していることも示唆された。

(4) 上京病院「青空・健康相談会」

石像寺境内は、隣接する上京病院（病床数 81）の利用者にとって憩いの場となっている。また毎月 24 日に行われる縁日（住職による法話がなされ、無料で地蔵汁粉が振る舞われる）では、上京病院の職員と、地域医療を推進するネットワーク「上京病院友の会」が連携し、「青空健康相談会」を実施している。以下、その内容を記す。

- ① 【健康チェック】血圧計、体脂肪計、骨密度計といった家庭で普及する計器を用いて、簡易な健康測定がなされている。ここでは診察や専門的アドバイスよりも、むしろ相談者とのコミュニケーションを深め、健康作りの意識を引き出すことに重きがあった。また医師らが近隣住民と触れ合うなかで、彼らの生の声にも耳を傾け、地域の暮らしぶりの変化を肌で感じ取る場としても機能していた。
- ② 【暮らしの医療相談】医療の視点を交えた生活相談も行っている。その相談を行う意義は、①一般の診療では相談しがたい事柄を匿名で相談できる、②気楽にセカンド・オピニオンを求めることができる、③医療費に関する経済的な相談ができること、など多岐にわたる。また経済的理由で医療費が支払えない人や、心身の不調などにより自力で病院に来ることのできない人々を、地域から見つけ出し、しかるべき医療を受けてもらうといった、セーフティネットの意義もみられた。

およそ 1 時間で終了する「青空健康相談会」は、10 数名が相談を受けられる。その人数は少ないかもしれないが、縁日という“にぎわい”的な場を通じて、上京病院の身近さ、親しみやすさを広くアピールし、医療への信頼感を醸成している。「上京健康友の会」のボランティアの一人は、「石像寺と出会う人とは、顔と名前が一致しなくても、街中やバスの中で出会うと『元気そうだなあ』と安心します」。逆に、私が所用で青空健康相談会に参加できなかったとき、「お体、大丈夫でしたか？」と声をかけられて、私も地域に見守られていることを実感しました。それからは、地域の方々に心配をおかけしないように、青空健康相談会には必ず出席するようになりました」と語る。

石像寺の「青空健康相談会」では、地域医療の前提となる病院と地域の相互の“まなざし”が構築されている。いわば「病にかかる前から病院と出会う」ための足がかりを石像寺は提供しており、無機的な雰囲気になりがちな病院空間では分からない地域の実情を見せる“鏡”となっている。



写真4: 東屋でくつろぐ地域のお年寄り／出所：石井（2008）



写真5: お百度の様子／出所：石井（2008）



写真6: 青空健康相談会／出所：石井（2008）

4まとめ

本稿では「見沼田んぼ福祉農園」と「石像寺」を事例として、地域の自然環境に育まれたアメニティ空間をすることの意義や可能性を検討した。その空間は、行政や自治体などが管理・計画する公園・緑地とは異なり、地域住民が“自治”や“共同”を通じて主体的に維持・管理してゆく、コモンズ(共有地)とも言うべき空間をなしていた。そして、“その人らしく生き生き暮らすこと”や、“人間の尊厳”などにも留意しながら、③社会的所属の欲求、④自我の欲求、⑤自己実現の欲求、などにも叶えてゆく様々な資源(リソース)が形成されていた。

また緑地や自然環境を福祉的に活用してゆく際の新たな課題として以下が抽出された。

- ① 実践に参加する人々に対して、人生の挑戦すべき課題を提示しながら、ライフスタイルや生き方をオルタナティブな提案をしてゆくこと。